独立行政法人 地域医療機能推進機構東京蒲田医療センターへのご寄附のお願い

独立行政法人地域医療機能推進機構東京蒲田医療センター(以下「当院という」)では、職員の教育研修や臨床研究に力を注いでおり、また、患者の皆様に高度で安全な医療を提供するために、患者の皆様の療養環境について定期的な改善も行っており、その資金援助として企業や個人の皆様より広く寄附金を受け付けております。

当院の運営のために、格別のご理解とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

◇2. ご寄附の使途について

寄附金は、独立行政法人地域医療機能推進機構法第13条第1項に規程 する次の業務の範囲内で使用させていただきます。なお、ご寄附をいただけ る方より具体的な使途が示されている場合には、その目的に従って使用させ ていただきます。

- ① 医療を提供すること
- ② 医療に関する調査及び研究を行うこと
- ③ 医療に関する技術者の研修を行うこと
- ④ 上記に掲げる業務に附帯する業務を行うこと

【具体的使用例】

企業の場合

・・・臨床研究の助成金(奨学金)

個人の場合

・・・外来や病棟の療養環境整備、医師や看護師などの教育・医療 用図書の購入など

◇3. 税制上の優遇措置について

地域医療機能推進機構機構は、独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人であり、「特定公益増進法人」として定められています。当 院にご寄附なされた個人または法人は、税制上の優遇措置が受けられます。

① 個人の場合は、所得税法等の規程により「寄附金控除」の取扱いができます。

- ② 法人の場合は、法人税法等の規程により、一般の寄附金の損金算入限度額とは別枠で損金算入限度額まで「損金」に算入することができます。
- ※優遇措置の詳細については、<u>国税庁</u>にお問い合わせ頂くか、国税庁のホームページでご確認ください。

◇4. 申し込み方法と、その後の手続きについて

当院にご寄附を希望される方の申し込み方法と、その後の手続きについては次のとおりとなります。

【申込み方法】

(1)「寄附申出書」を送付いたしますので「お問い合わせ先」までご連絡ください。

なお、企業の方はこちらからダウンロードまたは印刷ができますので、ご 連絡は不要です。

- (2)「寄附申出書(記載例・記載方法)」を参考に「寄附申出書」をご記入ください。
- (3)記入した「寄附申出書」を「お問い合わせ先」まで郵送またはご持参ください。

なお、ご持参される場合には、事前に「お問い合わせ先」までご連絡ください。

寄附申出書 寄附申出書 (PDF) 寄附申出書 (WORD)

【「寄附申出書」提出後の手続き】

- (1)「寄附申出書」の記載内容を確認した後に「寄附受入書」を送付いたします。
- (2)「寄附受入書」が届きましたら当院指定の口座に寄附金をお振り込みください。
- (3) ご入金の確認が取れましたら「寄附受領書」を送付いたします。 なお、「寄附受領書」は「税制上の優遇措置」のお手続きに必要となりますので、大切に保管してください。

◇5. お問い合わせ先

担 当: JCHO東京蒲田医療センター総務企画課

住 所: 〒144-0035 東京都大田区南蒲田2-19-2

電 話: 03-3738-8221 (代表)

その他: お電話は平日8時30分から17時15分の間でお願い致します。